

# 酒類小売業に対する社会的要請

酒類小売業者には、これまで述べてきたような法令で定められた義務の遵守のほかに、次の事項をはじめとする様々な社会的要請への適切な対応が求められています。

## 1 20歳未満の者の飲酒防止に積極的に取り組みましょう！

20歳未満の者の飲酒に起因する事故等が社会的な問題となっています。20歳未満の者の飲酒を防止するため、次のような取組を積極的に行いましょう。

- (1) 20歳未満と思われる購入者には年齢確認を実施しましょう。また、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています」「年齢確認実施中」などの店内放送の実施、ポスターの掲示などにより注意喚起をしましょう。
- (2) 20歳未満の者がアクセスできない改良型酒類自動販売機への移行・適切な管理に取り組みましょう。また、将来的には全ての酒類自動販売機を撤廃していきましょう。

## 2 酒類の公正な取引環境の整備に取り組みましょう！

酒類業界の現状を見ると、酒類が顧客誘引の目玉商品として著しく安価で販売されるなど、過度な競争が行われているとの指摘があります。

国税庁の「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に関する公正な取引のための指針」、独占禁止法、公正取引委員会の「酒類ガイドライン」などを遵守した販売を行うなど、公正な取引環境の整備に取り組みましょう。

## 3 容器包装のリサイクルに取り組みましょう！

循環型社会の形成は国民社会に課せられた責務です。リターナブル容器入りの酒類を販売している場合には、次のことに積極的に取り組みましょう。

- (1) 消費者がリターナブル容器を持参した場合の回収マニュアルを定め、酒類容器のリサイクルに積極的に取り組みましょう。
- (2) 酒類の売場に、ビールびんなどのリターナブル容器の周知のための表示及びこれらの空容器を回収している旨の表示をしましょう。

## 4 適正飲酒を啓発しましょう！

過度の飲酒は、臓器障害やアルコール依存症などの様々な問題を引き起こします。また、アルコール健康障害対策基本法が施行されるなど、不適切な飲酒の誘引の防止等に向けた、社会的な要請が高まっています。酒類を取り扱う事業者として、節度ある販売を心がけるとともに、店内放送の実施や店頭・売場への表示などにより適正飲酒を積極的に啓発しましょう。